

証券コード 3418
(発送日) 2024年10月11日
(電子提供措置の開始日) 2024年10月 3日

株主各位

大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株式会社バルニバービ
代表取締役社長 安藤 文豪

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ir.balnibarbi.com>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「バルニバービ」又は「コード」に当社証券コード「3418」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年10月28日（月曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2024年10月29日（火曜日）午後1時30分（受付開始 午後1時00分）
2. 場所 大阪市北区中之島一丁目1番27号
大阪市中央公会堂1階 大集会室
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第33期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあつての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2023年8月1日から)
(2024年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済社会活動の活発化に伴い、個人消費の回復やインバウンド需要の増加を背景に、景気は穏やかな回復がみられた一方で、エネルギー・原材料価格の高騰、円安等に起因して物価が上昇する等、先行きは依然として不透明な状況であります。外食業界におきましては、来店客数に回復の動きがみられつつある中で景況感に回復の兆しがみられたものの、物価上昇や労働者不足などにより厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、新たな成長戦略として「イノベティブシナジー戦略」を掲げ、従来の「レストラン事業」におけるバッドロケーション戦略での出店で培ったノウハウや知見をもとに、食をベースに総合的なエリア開発を行うことで活性化した不動産の流動化により新たな収益を見込む「エステートビルドアップ事業」を2つ目の成長戦略の柱とし、「食から始まる日本創再生」に取り組んでおります。レストラン事業においては、ニューノーマルのライフスタイルにおける新しい外食時間として、時間の概念にとらわれず楽しんでいただけるメニューの提案や空間づくりに取り組むと共に、顧客体験の向上と収益の最大化を目指し、既存店の再構築を進めております。2023年8月に再編した店舗運営子会社を中心に、その店舗のマーケットや環境に適したきめ細やかなサービス内容の拡充や価格帯の見直し、業態変更等を含む総合的なアプローチなどにより、お客様の潜在的なニーズに応えることで付加価値を高め、市場競争力の一層の強化を図るべく、グループ一丸となって取り組みを行っております。また定期的なメニューの見直しやサービスの改善を行うことで、お客様により満足度の高い体験を提供することを目指すことにより、多くのお客様に喜んでいただける環境を整備し、成長戦略の一環として、今後のレストラン事業拡大を見据えています。また不動産ディベロッパーや自治体からの出店要請は引き続き強いニーズがあると考えられ、出店エリアを厳選したうえで新規出店に伴う運営体制の構築に取り組んでおります。

エステートビルドアップ事業においては淡路島北西海岸を舞台に展開する食を通じた地方創再生プロジェクト「Frogs FARM ATMOSPHERE」におきまして、飲食店、宿泊施設の展開等、現在20施設を展開しており、地域の皆さまや賛同者との協業を推進しております。廃校をリノベーションし雇用の創出、定住人口・交流人口の増加、地元交流を目的にした「SAKIA」につきましては、地域資源を活用した官民連携サテライトオフィス拠点整備事業に参画し、企業や起業家のワーケーション、サテライトオフィス利用や淡路島でのビジネスやお試し移住体験に向けた中長期滞在先など、多様なニーズに応える施設として新たにワー

キングスペース機能や宿泊機能等を整備し、2024年4月に開設いたしました。さらに、2024年7月には新たに淡路島南岸において約900坪を占めるエリアを開発し、レストランを出店いたしました。今後、島全体の周遊を促進するとともに、四国からのアクセスの良さを活かし、今後開業予定のホテルとも連携しながら淡路島に新たな観光客を呼び込む拠点としての役割を果たします。また昨年開業いたしました島根県出雲市西海岸における観光、二拠点ライフ、移住を見据えた地方創生プロジェクト「WINDY FARM ATMOSPHERE」につきましては、レストラン、宿泊施設の運営を強化すると共に、パーキングエリアを活用したアウトドアスタイルのウェディングプランの構築など様々な施策に取り組んでおります。現在、開発エリアを拡大するための準備を実施しておりますが、より多様な施設やサービスを提供できるよう、自治体や地域企業と連携しながら地方創生の取り組みを推進いたします。

また株主の皆様に適正な利益還元を行うこと及び当社サービスをご利用いただきより理解を深めていただくことを目的として、株主優待制度の拡充及び電子化を2023年7月末基準日より導入いたしました。株主優待制度の電子化につきましては株主様の利便性の向上を図るとともに、当社の事務効率化やコストの抑制につながり、株主様への更なる還元が可能となると考えております。

当連結会計年度における当社及び連結子会社の店舗の増減といたしましては、レストラン事業のバッドロケーションデベロッパーにおいて3店舗をクローズ、不動産デベロッパーにおいて3店舗をオープン、1店舗をクローズ、行政公共機関において2店舗をオープン、大学・その他において1店舗をクローズ、期間限定店舗2店舗をオープン、期間限定店舗を2店舗クローズ、エステートビルドアップ事業において1店舗をオープン、1店舗をクローズし、当連結会計年度末における当社グループの運営する店舗数は96店舗となっております。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は13,452,987千円（前年同期比0.7%増）、営業利益は647,933千円（前年同期比44.2%減）、経常利益646,965千円（前年同期比41.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益538,220千円（前年同期比20.1%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

I レストラン事業

店舗運営におきましては、店舗運営子会社における各店舗の状況に合わせたきめ細かい店舗運営に取り組み、ビアガーデンやバーベキュー、こたつテラス等季節に応じた店舗運営、営業企画やイベントの立案、ソーシャルディスタンスを保った安心安全なテラスの活用や、顧客満足度の向上と収益性を安定させる取り組みを実施しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は12,069,331千円（前年同期比10.1%増）となり、セグメント利益は436,238千円（前年同期比688.2%増）となりました。

a. バッドロケーション

バッドロケーション戦略におきましては、大型・複合型物件の開発を進める一方で、行政や大手デベロッパーとの連携により様々なソーシャルプロジェクト等へ参画を行うことで、食をベースに複合的な店舗開発を推進しております。また引き続き、バッドロケーション戦略の店舗の運営安定化を目的に不動産定期借家契約による退店リスクのある物件につきましては土地、建物、借地権取得等不動産保有を推進し、店舗運営の安定化による収益性確保、不動産価値向上による財務体質の改善に努めております。東京都台東区の複合商業施設「ミラー」の譲渡に伴い、2023年12月には同ビル内にて運営しておりました「シエロ イリオ」、「リバヨン」、「プリバード」をクローズしております。

この結果、当連結会計年度末におけるバッドロケーション戦略の店舗数は、関東地区17店舗、関西地区7店舗、その他地域2店舗の計26店舗となり、当連結会計年度における売上高は3,556,829千円（前年同期比6.9%増）となりました。

b. 不動産デベロッパー

不動産デベロッパー戦略におきましては、好立地、特別な店舗家賃での誘致や初期投資の軽減等好条件での物件獲得を行うことができ、売上規模、収益性、話題性の高い物件を選定することで当社グループの個性を活かした店舗開発を推進しております。2023年8月には大阪市北区のグランフロント北館6階ウメキタフロアにおいて「ノーストランク」をオープン、業務委託契約満了に伴い1店舗をクローズ、2024年4月には奈良県東大寺門前の夢風ひろばにおいて「ナラッド パークサイド」をオープン、2024年6月には2025年4月に全面開業予定の大阪・堺旧港地区の複合施設ポルトマーレ（仮称）において「青いナポリ ウミソバ」をオープンしております。

この結果、当連結会計年度末における不動産デベロッパー戦略の店舗数は、関東地区18店舗、関西地区15店舗、その他地域2店舗の計35店舗となり、当連結会計年度における売上高は5,531,312千円（前年同期比11.3%増）となりました。

c. 行政・公共機関

行政・公共機関戦略におきましては、新たな地方自治体との取り組みにおいて、その街ならではのオリジナルな業態の開発、地域活性化イベントの開催等を行い、地域創生ネットワークの形成を推進しております。2024年7月には堺市民芸術文化ホールに「サカイテラス サルト」をオープン、大阪府泉大津市シーパスパークに「ガープ グリーンウォーク」をオープンしております。いずれもエリアの活性化や周辺地域の賑わい創出を目的とした公募型プロポーザルで事業者を選定されての出店であり、今後新たな魅力の創出に取り組んでまい

ります。

この結果、当連結会計年度末における行政・公共機関戦略の店舗数は、関西地区13店舗、その他地域1店舗の計14店舗となり、当連結会計年度における売上高は2,126,128千円（前年同期比13.2%増）となりました。

d. 大学・その他

大学・その他戦略におきましては、学生のみならず近隣住民へのターゲット層の拡大及びコストコントロールによる収益性改善を進めております。また、顧客の消費動向の変化により拡大した中食需要の取り込みを目的とした通販サイト「CANDLE TABLE」の展開等、顧客満足度の向上と収益性を安定させる取り組みを行っております。2023年12月には冬季期間限定店舗として新潟県魚沼郡のかぐらスキー場に「ぶなキッチン」「スープステーション田代」をオープンし2024年5月にクローズ、2023年12月には長野県北安曇郡のつがいけマウンテンリゾートに「瀬戸内淡路島 中華そばいのうえ」をオープンし2024年3月にクローズ、2024年1月には契約満了に伴い「ムー ガーデンテラス」をクローズしております。

この結果、当連結会計年度末における大学・その他戦略の店舗数は、関東地区1店舗、関西地区3店舗の計4店舗となり、当連結会計年度における売上高347,360千円（前年同期比4.0%減）となりました。

e. その他の事業

その他の事業におきましては、企業、行政機関等に対して、地域ブランド振興、カフェやレストランの企画・開発等のコンサルティングを行っております。

この結果、当連結会計年度における売上高は243,812千円（前年同期比4.2%減）となりました。

II エステートビルドアップ事業

当社グループでは、食をベースとした地方創再生プロジェクトとして兵庫県淡路島北西海岸「F r o g s F A R M A T M O S P H E R E」を筆頭に、島根県出雲市西海岸「W I N D Y F A R M A T M O S P H E R E」に取り組むことで、地方創生ネットワークの形成を推進しております。兵庫県淡路市におきましては、2024年3月に「KAMOME SLOW HOTEL D o g g y」をオープン、2024年4月には「KAMOME SLOW HOTEL BEACH HD」、「F r o g s F A R M D O G R U N」をオープン、地域資源を活用したデジタル田園都市国家構想交付金「地方創生テレワーク型」事業を淡路市と連携・活用したサテライトオ

フィス拠点「SAKIA STAY」をオープンしております。兵庫県南あわじ市におきましては、2024年7月に「トラットリア アマランチャ」をオープンしております。島根県出雲市におきましては、2024年5月に「出雲クリフエンド アイスクリーム」をクローズしております。また、2024年3月には当社初のSPC（特別目的会社）を活用した資金調達スキームによる開発物件「KAMOME SLOW HOTEL」の売買を完了し、エステートビルドアップ事業において初めてのイグジットを達成しております。

この結果、当連結会計年度末におけるエステートビルドアップ事業の店舗数は関西地区13店舗、その他地域4店舗の計17店舗となり、当連結会計年度における売上高は1,647,543千円（前年同期比36.0%減）となり、セグメント利益は211,695千円（前年同期比80.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1,177,421千円であります。

その主なものは、2024年7月に出店した「ガーブ グリーンウォーク」及び「トラットリア アマランチャ」の建物・構築物・器具備品取得によるものであります。設備投資額の内訳は、有形固定資産1,106,036千円、差入保証金56,850千円、ソフトウェア13,332千円、その他1,202千円であります。

③ 資金調達の状況

新規出店のための資金の調達が必要となることから、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行に加えて今回新たに株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行からも直接資金の借入れを実施しております。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は2023年8月1日付で、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であった株式会社パティスリードパラディ、株式会社アスリート食堂、株式会社SUUM&Co.、株式会社BeONEpart、株式会社バルニバービタイムタイム、株式会社グローリーブス、株式会社ブライトフェイスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 30 期 (2021年 7 月期) | 第 31 期 (2022年 7 月期) | 第 32 期 (2023年 7 月期) | 第 33 期 (当連結会計年度) (2024年 7 月期) |
|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 8,046,014 | 9,969,720 | 13,363,196 | 13,452,987 |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円) | △622,138 | 1,185,333 | 1,098,652 | 646,965 |
| 親会社株主に帰属する当期 純利益 (千円) | 357,908 | 123,784 | 673,459 | 538,220 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 41.73 | 14.39 | 76.04 | 60.77 |
| 総 資 産 (千円) | 8,366,916 | 8,892,967 | 8,826,181 | 10,171,735 |
| 純 資 産 (千円) | 2,222,518 | 2,367,582 | 2,976,811 | 3,428,767 |
| 1株当たり純資産 (円) | 245.95 | 253.68 | 322.22 | 372.99 |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 30 期 (2021年 7 月期) | 第 31 期 (2022年 7 月期) | 第 32 期 (2023年 7 月期) | 第 33 期 (当事業年度) (2024年 7 月期) |
|-----------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 7,842,709 | 9,827,710 | 13,258,441 | 13,456,940 |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円) | △768,914 | △212,608 | 1,149,578 | 547,837 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円) | △47,388 | △846,172 | 729,061 | 600,804 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円) | △5.53 | △98.38 | 82.32 | 67.84 |
| 総 資 産 (千円) | 7,680,888 | 7,345,671 | 7,921,796 | 9,311,172 |
| 純 資 産 (千円) | 2,050,405 | 1,223,344 | 1,885,981 | 2,398,221 |
| 1株当たり純資産 (円) | 239.70 | 138.13 | 212.95 | 270.79 |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------------------------|-----------|----------|---------------------|
| バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社 | 5,000千円 | 100.0% | 飲 食 店 の 運 営 受 託 |
| 株 式 会 社 t o o - C o m p a s s | 1,000千円 | 100.0% | 飲 食 店 の 運 営 受 託 |
| 株式会社バルニバービインターフェイス | 3,000千円 | 100.0% | 飲 食 店 の 運 営 受 託 |
| 株式会社バルニバービコンシスタンス | 1,000千円 | 100.0% | 飲 食 店 の 運 営 受 託 |
| 株式会社バルニバービイートライズ | 1,000千円 | 100.0% | 飲 食 店 の 運 営 受 託 |
| 株式会社バルニバービウィルワークス | 1,000千円 | 100.0% | 飲 食 店 の 運 営 受 託 |
| 株式会社バルニバービオーガスト | 1,000千円 | 100.0% | 飲 食 店 の 運 営 受 託 |
| 株 式 会 社 B A R B a c k s B r a n d | 1,000千円 | 100.0% | 飲 食 店 の 運 営 受 託 |
| 株式会社バルニバービLeap Time | 1,000千円 | 100.0% | 飲 食 店 の 運 営 受 託 |
| 株 式 会 社 ア ワ エ ナ ジ ー | 100,000千円 | 51.0% | コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業 |
| 株 式 会 社 P I A T T I B E L L A | 1,000千円 | 100.0% | 飲 食 店 の 運 営 受 託 |

(注) 1. 株式会社パティスリードパラディ、株式会社アスリート食堂、株式会社SUUM&Co.、株式会社BeONE part、株式会社バルニバービタイムタイム、株式会社グロリーブス、株式会社ブライトフェイスにつきましては、2023年8月1日付で当社が吸収合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社はございません。

(4) 対処すべき課題

我が国経済は経済社会活動の活発化に伴い、個人消費の回復やインバウンド需要の増加を背景に、景気は穏やかな回復がみられた一方で、エネルギー・原材料価格の高騰、円安等に起因して物価が上昇する等、先行きは依然として不透明な状況であります。また外食企業におきましては、来店客数に回復の動きがみられつつある中で景況感に回復の兆しがみられたものの、物価上昇や労働者不足などにより厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況下、当社グループは、2025年7月期から2029年7月期の中期経営計画「イノベーションシナジー 2029」を策定いたしました。2024年7月期は既存レストラン事業の収益力向上と今後の出店に対応するための組織づくりに力を注ぎ、一定の成果を出すことができました。2025年7月期からは出店・開発スピードを更に加速し、レストラン事業については立地を厳選して大型店を中心に6～8店舗の出店を、エステートビルドアップ事業については新規エリアで3カ所開業、既存エリアでの追加投資を実施することを見込んで計画を策定しております。

また、当社は、2023年9月14日公表「分配可能額を超えた剰余金の配当に関する調査委員会設置のお知らせ」及び2023年10月4日公表「分配可能額を超えた剰余金の配当に関する一連の経緯及び再発防止策について」でお知らせしましたとおり、2022年7月期の期末配当及び2023年7月期中の中間配当につきまして、会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超えて配当金の支払いを行ったことが判明したため、外部調査委員会による調査を実施いたしました。このような状況の中、当社グループにおきましては、以下の課題に優先的に取り組んでおります。

① 既存開発エリアにおける店舗の高収益化と不動産投資回収計画の推進

当社グループでは、食をベースとした地方創再生プロジェクトとして兵庫県淡路島北西海岸「Frogs FARM ATMOSPHERE」を筆頭に、島根県出雲市西海岸「WINDY FARM ATMOSPHERE」に取り組むことで、地方創生ネットワークの形成を推進しております。レストラン事業よりも大規模な人流の創出を行うことが必要であり、マーケティング戦略の高度化、地域の皆様との協業、旅行会社や外部企業との連携、新たなコンテンツの開発など、様々な角度から徹底的に検討し迅速に実施していくことでプロジェクトの更なる高収益化を目指してまいります。

また、エステートビルドアップ事業では、本来の価値が見過ごされているエリアの不動産開発を行い、食を通じて活性化した不動産の流動化を促進し、新たな収益の創出を目指しています。今後も活性化させたエリアにおける所有不動産の売却を行うことで、新たな収益を実現していくとともに、エステートビルドアップ事業における不動産販売実績を積み上げることで、今後開発していく新たな開発エリアへの投資を呼び込んでまいります。

② 新たなエリア開発のための人材採用及び育成強化と魅力あるコンテンツの開発

今後の出店及びエリア開発を見据えると同時に、多くのプロジェクトが進行することが予想されます。人材採用及び育成に関しましては、2024年8月より人事総務部を人事総務本部に再編し、新たに人事部を設立いたしました。これにより、運営会社の人材教育と採用手法の高度化、フィロソフィのボトムアップによる伝播の仕組みを構築し、店舗の開発と運営を担う人材を多数輩出する基盤を構築していきます。また魅力あるコンテンツの開発については2024年4月に、代表取締役佐藤の直轄部隊として想像&創造ブランディング部（以下ICB部）を立ち上げ、エリア開発における様々な企画、プロモーションを推進しております。今後、ICB部が当社のエンジンとして魅力あるコンテンツを生み出していくことが期待されています。

③ 投資スキームの更なる進化と深化

淡路島西海岸においては、淡路島のエリア不動産開発を目的に、開発資金拠出を企図しNECキャピタルソリューション株式会社と不動産SPCを設立し、地域活性化のノウハウを活かした金融面からのサポートをもらいながら連携しております。また、当社はSBIホールディングス株式会社並びに同グループの投資先企業や提携先金融機関との連携を推進しており、2023年6月30日にはSBIホールディングス株式会社のグループ会社であるSBI地方創生サービスズ株式会社と全国エリアを対象とした地方創生活活性化の為に、迅速な判断と投資を行う事が可能なマザーファンドを設立しております。また2024年3月には当社初のSPC（特別目的会社）を活用した資金調達スキームによる開発物件「KAMOME SLOW HOTEL」の売買を完了し、エステートビルドアップ事業において初めてのイグジットを達成しております。今後も、資金調達先と出口戦略を多様化し、当社独自の安定した投資スキームを構築してまいります。

④ 運営子会社の経営能力の向上及び成長推進

今後の出店及びエリア開発を見据え、多くのプロジェクトが進行する中、その運営を行う子会社の経営能力はますます重要となります。2023年8月1日には運営子会社5社を当社に吸収合併し、グループ全体の運営体制を一層強化いたしました。今後は店舗運営子会社制度を更に強化し、人材の育成やオペレーション能力向上など更なる発展を目指してまいります。

現在、運営子会社の経営幹部が自社の店舗運営の課題や人材育成の状況を分析し、経営方針や戦略を策定することで各社独自の事業推進を開始しております。今後、各社の経営会議を強化することで、経営能力の向上及び各社成長のための取り組みを実施してまいります。グループ横断の取り組みとしては、グループ経営会議による成功事例の横展開や課題の共有、経営者間でのアドバイスを行うことで全体の経営レベルの向上を図ります。

⑤ I TやA Iを活用した業務効率化の推進と、より付加価値の高い業務へのシフト

今後多くの新規出店や店舗数の拡大が見込まれる中、本部の人員増員を伴わずに業務を遂行していく必要があります。現在、人事総務部門、経理部門でI Tの導入を進めておりますが、今後はこれを更に加速させ、営業部門や企画部門に展開することで、全社的な省力化を推進していきます。またそこで削減された工数を企業成長に必要な業務や、戦略立案・遂行に関わる業務に引き当てていくことでより付加価値の高い業務の執行を目指してまいります。

⑥ 運営子会社を含めたガバナンス体制とリスク管理機能の強化

今後の事業の成長のためには運営子会社の位置付けが非常に重要となりますが、現在、運営子会社を含めたガバナンス体制を強化するため運営子会社経営幹部向けの勉強会を実施し、ガバナンス体制の強化を図っております。また不動産関連の事業の拡大により、不動産の市場価格、金利の上昇など、レストラン事業とは違ったリスクが発生しております。ガバナンス体制を強化するとともにリスク管理を徹底し、投資意思決定時のリスク分析や事業への影響分析などを適宜行うことでリスクへの対応力を強化してまいります。

当社は2024年9月27日の取締役会で取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。また外部からの採用を実施し、経営管理部の人員を拡充することで専門人材を強化するとともに、配当関連業務におきましては業務プロセスの整備を完了させております。

(5) 主要な事業内容 (2024年7月31日現在)

| 事業区分 | 事業内容 |
|-----------------------|---|
| レストラン事業 | バッドロケーション戦略におけるバッドロケーションエリア、不動産デベロッパーエリア、行政・公共機関エリア、大学・その他エリア及びその他の事業における従来のレストラン事業として区分すべき店舗運営に付随する事業 ① 飲食店の経営及び運営 ② 飲食店等の企画及びコンサルティング ③ ECサイトの運営 ④ 食料品、飲料の製造、加工及び販売 |
| エステートビルドアップ事業 (EB) 事業 | 当社所有の販売用土地及び建物等の不動産又は権利における出店、賃貸、売買、コンサルティング、株式投資等に付随する事業 ① 飲食店の経営及び運営 ② 宿泊、物販施設等の経営及び運営 ③ 不動産の開発、販売及び賃貸 |

(6) 主要な事業所及び店舗 (2024年7月31日現在)

① 当社の主要な事業所

| 主 な 事 業 所 名 | 所 在 地 |
|------------------|----------------------------|
| 本 店 | 大阪市中央区南船場四丁目12番21号 |
| 大 阪 本 部 | 大阪市西区南堀江一丁目14番26号 |
| 東 京 本 部 | 東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F |

(注) 2024年9月1日付で本店を大阪市西区南堀江一丁目14番26号に移転しております。

② 子会社の事業所

| 子 会 社 名 | 所 在 地 |
|-------------------------------------|----------------------------|
| バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社 | 大阪市西区南堀江一丁目14番26号 |
| 株 式 会 社 t o - C o m p a s s | 大阪市西区南堀江一丁目14番26号 |
| 株式会社バルニバービインターフェイス | 大阪市西区南堀江一丁目14番26号 |
| 株式会社バルニバービコンシスタンス | 東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F |
| 株式会社バルニバービイトライズ | 東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F |
| 株式会社バルニバービウィルワークス | 東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F |
| 株式会社バルニバービオーガスト | 兵庫県淡路市尾崎1798番地3 |
| 株 式 会 社 B A R B a c k s B r a n d | 東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F |
| 株式会社バルニバービLeap Time | 東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F |
| 株 式 会 社 ア ワ エ ナ ジ ー | 大阪市西区南堀江一丁目14番26号 |
| 株 式 会 社 P I A T T I B E L L A | 大阪市西区南堀江一丁目14番26号 |

③ 当社グループの主要な営業店舗

■ レストラン事業

店舗数 79店舗

<関東地区> 店舗数 36店舗

| 主 な 店 舗 名 | 所 在 地 |
|-------------------|--|
| ニ ュ ー ラ イ ト | 東京都渋谷区神宮前六丁目20番10号 MIYASHITA PARK North 3F 301 |
| ドローイング ハウス・オブ・ヒビヤ | 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 6F |
| ガ ー ブ 江 ノ 島 | 神奈川県藤沢市片瀬海岸二丁目17番23号 THE BEACH HOUSE-2 F |
| ラ イ ド | 東京都品川区東品川二丁目2番24号 天王洲セントラルタワーキャナルガーデン 1F |
| ガ ー ブ 東 京 | 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号丸の内仲通りビル 1F |

<関西地区> 店舗数 38店舗

| 主 な 店 舗 名 | 所 在 地 |
|-----------------|----------------------------------|
| 青いナポリ イン ザ パーク | 大阪市天王寺区茶白山町5番55号 てんしば |
| ガ ー ブ ウ ィ ー ク ス | 大阪市北区中之島一丁目1番29号 中之島公園内 |
| ム ー ラ ン | 大阪市西区南堀江一丁目5番26号 キャナルテラス堀江 1F |
| ガ ー ブ モ ナ ー ク | 大阪市北区大深町4番1号 グランフロント大阪 うめきた広場 1F |

<その他地域> 店舗数 5店舗

| 主 な 店 舗 名 | 所 在 地 |
|-----------------|----------------------------------|
| ガ ー ブ カ ス テ ッ ロ | 名古屋市北区名城一丁目4番1号 名城公園内tonarino 1F |
| ガ ー ブ リ ー ブ ス | 福岡市博多区博多駅前三丁目19番1号 |

■エステートビルドアップ事業

店舗数 17店舗

| 主 な 店 舗 名 | 所 在 地 |
|----------------|---------------------|
| ガーブ コスタ オレンジ | 兵庫県淡路市郡家1033番1 |
| カモメ スロー ホテル | 兵庫県淡路市郡家1111 |
| トラットリア アマランチャ | 兵庫県南あわじ市阿万東町1643番2 |
| ガーブ クリフ テラス 出雲 | 島根県出雲市多伎町久村1870 |
| 出雲 ホテル ザ クリフ | 島根県出雲市多伎町久村1870 B1F |

(7) 使用人の状況 (2024年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|-------------|
| レストラン事業 | 596名 (350名) | 51名増 (45名増) |
| エステートビルドアップ事業 | 57名 (34名) | 2名増 (7名減) |
| 合計 | 653名 (384名) | 53名増 (38名増) |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 使用人が前連結会計年度末より53名増加しておりますが、これは主にレストラン事業における業容の拡大によるものです。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 83名 (10名) | 20名増 (3名増) | 37.8歳 | 6.5年 |

(注) 1. 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向は除いております。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 社外から当社への出向は含めております。

3. 使用人数が前連結会計年度末より20名増加しておりますが、これは主に2023年8月1日に運営子会社5社を吸収合併したことにより、運営子会社からの出向者の増加によるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年7月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-------------|
| シンジケートローン | 1,660,000千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 899,706千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 786,843千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 479,168千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 233,588千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 134,809千円 |

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計5行及び計6行からの協調融資によるものです。

(9) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年7月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 29,112,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,023,880株 |
| ③ 株主数 | 11,218名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|------------|--------|
| 株式会社 H U M O | 2,886,000株 | 32.59% |
| 佐藤 裕久 | 796,900株 | 9.00% |
| S B I ホールディングス株式会社 | 600,000株 | 6.77% |
| 麒麟麦酒株式会社 | 188,000株 | 2.12% |
| 中島 邦子 | 174,300株 | 1.97% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 165,800株 | 1.87% |
| 石田 敏和 | 120,000株 | 1.35% |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S | 96,800株 | 1.09% |
| C I T I B A N K (S W I T Z E R L A N D) A G | 75,000株 | 0.85% |
| 田中 亮平 | 62,900株 | 0.71% |

- (注) 1. 当社は、自己株式を167,405株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------|---------|---|
| 代表取締役会長 | 佐 藤 裕 久 | 株式会社HUMO代表取締役 株式会社アワエナジー代表取締役 株式会社NEXYZ. Group社外取締役監査等委員 |
| 代表取締役社長 | 安 藤 文 豪 | 株式会社プランジスタ社外取締役監査等委員 |
| 常務取締役 | 中 島 邦 子 | 企画本部長 |
| 取締役 | 田 中 亮 平 | 株式会社バルニバービオーガスト代表取締役 |
| 取締役 | 水 澤 完 昭 | 事業開発部長 株式会社アワエナジー取締役 |
| 取締役 | 宮 下 大 輔 | 管理本部長 |
| 取締役 | 山 中 哲 男 | 株式会社トイトマ代表取締役 ヒューマンライフコード株式会社社外取締役 株式会社ダイブ社外取締役 トモリアホールディングス株式会社取締役 株式会社ミナデン社外取締役 株式会社GreenEnergy & Company社外 取締役 |

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|---------|--|
| 常 勤 監 査 役 | 柴 田 政 義 | |
| 監 査 役 | 青 木 巖 | キャピタル・アドバイザー株式会社代表取締役社長 株式会社NEXYZ. Group 社外取締役監査等委員 エリアルリンク株式会社社外監査役 |
| 監 査 役 | 佐 藤 亨 樹 | 株式会社NEXYZ. Group 社外取締役 株式会社Orchestra Holdings 代表取締役 株式会社アールストーン取締役 株式会社Orchestra Investment 代表取締役 |

- (注) 1. 取締役山中 哲男氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、山中 哲男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役青木 巖氏及び佐藤 亨樹氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
4. 監査役青木 巖氏及び佐藤 亨樹氏は、会社経営者として経営及び財務に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。また、役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

ただし、被保険者である取締役及び監査役の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求等、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としております。

なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時も同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

a. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|--------------------|--------------------|---------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 譲渡制限付 株式報酬 | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 233,694 (3,255) | 233,615 (3,255) | 79 (-) | 7 (1) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 10,530 (1,170) | 10,530 (1,170) | - (-) | 3 (2) |
| 合 計 (うち社外役員) | 244,224 (4,425) | 244,145 (4,425) | 79 (-) | 10 (3) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2023年10月25日開催の第32期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。また報酬とは別枠で、2017年10月26日開催の第26期定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役2名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2013年10月31日開催の第22期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名（うち、社外監査役1名）です。

b. 譲渡制限付株式報酬の内容

当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき譲渡制限付株式に関する報酬として、年額15,000千円以内（うち社外取締役は3,000千円以内）の範囲で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、6,000株（うち社外取締役は1,200株）を上限とし、譲渡制限付株式の割当を受けることとしております。

譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とされない範囲で当社取締役会において決定しております。また、上記、金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給しております。

なお、譲渡制限付株式報酬については2024年10月29日開催の第33期定時株主総会の終結をもって廃止する予定をしております。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山中 哲男氏は、株式会社トイトマの代表取締役及びトモリアホールディングス株式会社の取締役であります。またヒューマンライフコード株式会社、株式会社ダイブ、株式会社ミナデイン、株式会社GreenEnergy & Companyの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役青木 巖氏は、キャピタル・アドバイザー株式会社の代表取締役社長及び株式会社NEXYZ. Groupの社外取締役監査等委員、エリアリンク株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役佐藤 亨樹氏は、株式会社Orchestra Holdings及び株式会社Orchestra Investmentの代表取締役であります。また株式会社アールストーン取締役及び株式会社NEXYZ. Groupの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----|---------|--|
| 取締役 | 山 中 哲 男 | 当事業年度における取締役会に12回中12回出席、臨時取締役会1回中1回出席し、経営上の重要な新規の取り組み、投資計画等広域にわたる発言を行い、経営者又は経営及び新規事業の戦略立案を専門領域としている観点から高い見識に基づき経営全般に関する提言を行っております。また、攻めだけではなく、守りの視点からもリスク管理、課題抽出等にも向き合う助言をいただいております。 |
| 監査役 | 青 木 巖 | 当事業年度における取締役会に12回中12回出席、臨時取締役会1回中1回出席、監査役会に12回中12回出席し、取締役会及び監査役会において経営者としての高い見識から、必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 監査役 | 佐 藤 亨 樹 | 当事業年度における取締役会に12回中12回出席、臨時取締役会1回中1回出席、監査役会に12回中12回出席し、取締役会及び監査役会において経営者としての高い見識から、必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 かがやき監査法人

② 報酬等の額

| | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 22,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人かがやき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、当社グループにおける行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、当社グループにおけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。

代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、文書化又は電磁的媒体に記録し、整理及び保存する。その他の社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役及び監査役等が閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動の中で生じるリスクについては、リスク管理担当としてリスク管理委員会を設置し、企業グループ全体のリスクを網羅的に把握し、統括して管理するものとする。

また、内部監査室は各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役及び監査役に報告するものとする。

不測の事態が発生したときは、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜、臨時に開催できるものとする。取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。

e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社における内部統制の構築を目指し、当社の内部監査室が当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を当社グループの責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導及び助言を行う体制を構築するものとする。

- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（その使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役が求めた場合は監査役の職務を補助する使用人を配置するものとする。監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従って、監査役業務全体を補助するものとし、これに必要な知識及び能力を有する者を選任するものとする。また、監査役は、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役から何ら指示を受けない立場としてこれを遂行しなければならないものとする。

- g. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役や監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役又は使用人は、監査役に対して法令の事項に加え、重要会議の日程、会議事項の報告、当社の業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項、その他監査役が必要と認める事項を速やかに報告するものとする。また、内部監査室は、監査役に対して内部監査計画を明示するとともに、内部監査実施状況等については速やかに報告するものとする。

- h. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役又は使用人が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを禁止するものとする。

- i. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からその業務に係る費用の前払等の請求があった場合は、経営管理部において精査の上、その支払いが不相当である場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

じ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、何時でも取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、また、取締役会のみならず必要に応じて当社グループにおけるすべての会議に出席できるものとする。その他、代表取締役、取締役、執行役員、内部監査人及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施できるものとする。また、当社グループの必要な報告が適時に監査役会に報告される体制を構築し、監査役の監査の実効性をより高める。

き. 会社に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行うものとする。

また、財務報告に係る内部統制、金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するため、財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価を実施し、必要な是正を行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄として独立した内部監査室により、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については、代表取締役に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査しております。また、内部監査の実効性を確保するための取組として、代表取締役、監査役並びに会計監査人との間で四半期毎に三様監査報告会を開催し、情報交換を行うなどの相互連携を行っております。内部監査室から取締役会及び監査役会への直接報告は行っておりませんが、内部監査室と情報共有している管理部門担当取締役から取締役会に対してリスク管理、コンプライアンスの状況の報告を実施しており、また常勤監査役から監査役会に対して内部監査の状況の報告を行っております。

監査役会は、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、子会社監査役並びに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各店舗、工場及び各部門の業務執行の監査を実施しております。

リスク管理につきましては、年1回リスク管理委員会を開催し、リスク管理に関する課題を協議しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の事業展開と財務内容の強化を図るため必要な内部留保を図りつつ、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態等を勘案し、利益還元政策を決定することとしております。現段階では、当社の成長のために必要な新規出店投資及び財務基盤の強化のため内部留保の充実を優先しておりますが、成果の配分として業績に応じた株主への利益還元を実施する方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっており、また、取締役会の決議により、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期的な安定に向けた財務体質の強化及びさらなる事業の拡大を図るための投資等の原資として、有効に活用してまいります。

(注) 1. 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|------------|---------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 4,470,347 | 流動負債 | 3,566,760 |
| 現金及び預金 | 1,851,757 | 買掛金 | 335,901 |
| 売掛金 | 684,099 | 短期借入金 | 866,484 |
| 商品及び製品 | 172,884 | 1年内返済予定の長期借入金 | 941,558 |
| 原材料及び貯蔵品 | 33,560 | リース債務 | 14,773 |
| 販売用不動産 | 1,428,331 | 未払金 | 672,519 |
| 未収還付法人税等 | 34,044 | 未払法人税等 | 15,457 |
| 未収消費税等 | 46,526 | 未払消費税等 | 163,206 |
| その他 | 219,144 | 契約負債 | 12,964 |
| 固定資産 | 5,701,388 | 賞与引当金 | 6,932 |
| 有形固定資産 | 3,862,578 | 株主優待引当金 | 34,566 |
| 建物及び構築物 | 2,352,454 | 資産除去債務 | 7,808 |
| 機械装置及び運搬具 | 62,944 | その他 | 494,587 |
| 工具器具備品 | 653,844 | 固定負債 | 3,176,207 |
| 土地 | 731,296 | 長期借入金 | 2,386,071 |
| リース資産 | 7,734 | リース債務 | 1,751 |
| 建設仮勘定 | 54,304 | 資産除去債務 | 686,855 |
| 無形固定資産 | 331,921 | その他 | 101,529 |
| 借地権 | 312,423 | 負債合計 | 6,742,968 |
| その他 | 19,498 | (純資産の部) | |
| 投資その他の資産 | 1,506,887 | 株主資本 | 3,303,392 |
| 投資有価証券 | 171,008 | 資本金 | 466,825 |
| 差入保証金 | 704,319 | 資本剰余金 | 815,088 |
| 繰延税金資産 | 594,016 | 利益剰余金 | 2,194,075 |
| その他 | 37,542 | 自己株式 | △172,596 |
| 資産合計 | 10,171,735 | 非支配株主持分 | 125,375 |
| | | 純資産合計 | 3,428,767 |
| | | 負債純資産合計 | 10,171,735 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 13,452,987 |
| 売上原価 | 3,544,343 |
| 販売費及び一般管理費 | 9,908,643 |
| 営業利益 | 9,260,710 |
| 営業外収益 | 647,933 |
| 受取利息 | 404 |
| 受取保険金 | 24,785 |
| 助成金収入 | 2,604 |
| 違約金収入 | 8,006 |
| その他 | 11,897 |
| 営業外費用 | 47,698 |
| 支払利息 | 27,082 |
| シンジケートローン手数料 | 2,333 |
| 支払手数料 | 5,000 |
| 持分法による投資損益 | 1,441 |
| その他 | 12,810 |
| 経常利益 | 646,965 |
| 特別利益 | 24,464 |
| 子会社清算益 | 24,464 |
| 補助金収入 | 92,040 |
| 特別損失 | 116,504 |
| 減損損失 | 42,391 |
| 固定資産圧縮損 | 92,040 |
| 契約解除損 | 48,702 |
| その他 | 2,175 |
| 税金等調整前当期純利益 | 185,308 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 81,792 |
| 法人税等調整額 | △44,153 |
| 当期純利益 | 578,160 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 37,639 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 540,521 |
| | 2,301 |
| | 538,220 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 3,461,105 | 流動負債 | 3,894,153 |
| 現金及び預金 | 997,438 | 買掛金 | 335,901 |
| 売掛金 | 683,439 | 短期借入金 | 1,361,311 |
| 商品 | 172,884 | 1年内返済予定の長期借入金 | 909,710 |
| 貯蔵品 | 33,560 | リース債務 | 14,773 |
| 販売用不動産 | 1,260,339 | 未払金 | 781,331 |
| 前払費用 | 151,515 | 未払費用 | 38,018 |
| 未収還付法人税等 | 34,044 | 賞与引当金 | 935 |
| 未収消費税等 | 39,872 | 株主優待引当金 | 34,566 |
| その他 | 88,011 | 資産除去債務 | 7,808 |
| 固定資産 | 5,850,066 | その他 | 409,795 |
| 有形固定資産 | 3,860,846 | 固定負債 | 3,018,797 |
| 建物 | 2,145,816 | 長期借入金 | 2,228,661 |
| 構築物 | 206,638 | リース債務 | 1,751 |
| 機械装置 | 5,803 | 資産除去債務 | 686,855 |
| 車両運搬具 | 57,140 | その他 | 101,529 |
| 工具器具備品 | 652,112 | 負債合計 | 6,912,951 |
| 土地 | 731,296 | (純資産の部) | |
| リース資産 | 7,734 | 株主資本 | 2,398,221 |
| 建設仮勘定 | 54,304 | 資本金 | 466,825 |
| 無形固定資産 | 331,921 | 資本剰余金 | 815,088 |
| 借地権 | 312,423 | 資本準備金 | 781,664 |
| ソフトウェア | 16,181 | その他資本剰余金 | 33,424 |
| その他 | 3,316 | 利益剰余金 | 1,288,904 |
| 投資その他の資産 | 1,657,298 | その他利益剰余金 | 1,288,904 |
| 投資有価証券 | 171,000 | 繰越利益剰余金 | 1,288,904 |
| 関係会社株式 | 172,830 | 自己株式 | △172,596 |
| 長期未収入金 | 10,219 | 純資産合計 | 2,398,221 |
| 長期前払費用 | 5,816 | 負債純資産合計 | 9,311,172 |
| 差入保証金 | 704,319 | | |
| 繰延税金資産 | 581,629 | | |
| その他 | 11,482 | | |
| 資産合計 | 9,311,172 | | |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|------------|
| 売上高 | 13,456,940 |
| 売上原価 | 3,503,062 |
| 売上総利益 | 9,953,877 |
| 販売費及び一般管理費 | 9,419,850 |
| 営業利益 | 534,026 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 399 |
| 受取保険金 | 23,829 |
| 為替差益 | 682 |
| 助成金収入 | 2,204 |
| 違約金収入 | 8,006 |
| 受取配当金 | 13,000 |
| その他 | 10,011 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 26,969 |
| シンジケートローン手数料 | 2,333 |
| 支払手数料 | 5,000 |
| その他 | 10,020 |
| 経常利益 | 547,837 |
| 特別利益 | |
| 抱合せ株式消滅差益 | 121,146 |
| 子会社清算益 | 24,464 |
| 国庫補助金 | 92,040 |
| 特別損失 | |
| 減損損失 | 42,391 |
| 固定資産圧縮損 | 92,040 |
| 契約解約損 | 48,702 |
| その他 | 2,175 |
| 税引前当期純利益 | 185,308 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 63,755 |
| 法人税等調整額 | △64,379 |
| 当期純利益 | 600,179 |
| | △624 |
| | 600,804 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月26日

株式会社バルニバービ
取締役会 御中

かがやき監査法人
大阪事務所

| | | | |
|---------|-------|-----|-----|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 上 田 | 勝 久 |
| 業務執行社員 | | | |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 森 本 | 琢 磨 |
| 業務執行社員 | | | |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルニバービの2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルニバービ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月26日

株式会社バルニバービ
取締役会 御中

かがやき監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 上 田 勝 久
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 森 本 琢 磨
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルニバービの2023年8月1日から2024年7月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月27日

株式会社バルニバービ 監査役会

| | | |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 柴田政義 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 青木巖 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 佐藤亨樹 | Ⓜ |

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主様に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円00銭 総額44,282,375円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年10月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 今後の事業内容の拡大に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

(3) その他、上記の変更に伴う条数の整備等所要の変更及び定款各条の軽微な文言の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------|-------------------------------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条 <条文省略> | 第1条 <現行どおり> |
| (目的) | (目的) |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1.～23. <条文省略> | 1.～23. <現行どおり> |
| 24. 不動産の売買、賃貸及び管理 | 24. 不動産の売買、賃貸、 <u>仲介</u> 及び管理 |
| 25.～29. <条文省略> | 25.～29. <現行どおり> |
| (新設) | <u>30. 雑貨、衣料品、土産品等の企画、輸出</u> |
| <u>30.</u> <条文省略> | <u>31.</u> <現行どおり> |
| 第3条 <条文省略> | 第3条 <現行どおり> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <条文省略> 3 <条文省略></p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <現行どおり> 3 <現行どおり></p> <p>(任期) 第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第22条 <条文省略> (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第22条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第23条 <現行どおり> (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に<u>対して</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、<u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨を取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(取締役会の決議方法) 第26条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> (取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の決議方法) 第28条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(取締役への委任) 第29条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>第26条 <条文省略> (新設)</p> | <p>第30条 <現行どおり> (監査等委員会規程) 第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |
| <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>2 <u><条文省略></u></p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u><現行どおり></u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|-------|
| <p><u>(常勤の監査役)</u> 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | (削除) |
| <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会規則)</u> 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> | (削除) |
| <p><u>(報酬等)</u> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | (削除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | (削除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 <条文省略> (報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第41条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第42条～第45条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 <現行どおり> (報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第37条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第38条～第41条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第33期定時株主総会終結前の行為に 関する会社法第423条第1項所定の監査役(監 査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、 法令の限度において、取締役会の決議によって 免除することができる。</u></p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の 株式数 |
|-----------|-------------------------------------|--|----------------|
| 1 | きとう ひろ ひさ 佐藤 裕久 (1961年8月18日生) | 1985年4月 (株)ヘンスフォース入社 1987年10月 (株)ヒューマン・リソース・マネージメント 代表取締役 1991年9月 (有)バルニバービ総合研究所(現 当社) 代表取締役社長 2007年7月 (有)D&D APARTMENT(現 (株)バルニバービインターフェイス)代表取締役 2008年9月 (株)パティスリードパラディ代表取締役 2011年3月 バルニバービ・スピリッツ&カンパニー(株) 代表取締役 2012年12月 (株)ネクシィーズ(現 (株)NEXYZ. Group) 社外監査役 2013年10月 (株)ワナビー(現 (株)to-Compass) 代表取締役 2013年12月 (株)HUMO代表取締役(現任) 2014年3月 (株)アスリート食堂代表取締役 2014年8月 (株)バルニバービコンシスタンス代表取締役 2016年2月 (株)バルニバービイートライズ代表取締役 (株)バルニバービウィルワークス代表取締役 (株)バルニバービタイムタイム代表取締役 (株)バルニバービオーガスト代表取締役 2016年8月 (株)菊水代表取締役 2017年12月 (株)BAR Backs Brand代表取締役 (株)バルニバービLeap Time代表取締役 (株)グローリーブス代表取締役 2018年8月 (株)アワエナジー代表取締役(現任) 2018年10月 (株)ネクシィーズグループ(現 (株)NEXYZ. Group) 社外取締役監査等委員(現任) 2019年12月 (株)ネクシィーズグループ(現 (株)NEXYZ. Group) 社外取締役監査等委員(現任) 2021年10月 当社代表取締役会長(現任) | 796,900株 |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------|--|------------|
| 2 | あん どう ふみ ひで 安藤文豪 (1979年7月19日生) | 2002年4月 (株)オンテックス入社 2003年9月 (株)吉田商会入社 2006年9月 (株)ラヴィール代表取締役 2009年3月 (株)パティスリードパラディ入社 2012年7月 当社入社 執行役員 2012年9月 (株)パティスリードパラディ代表取締役 2013年10月 当社取締役 2014年3月 (株)アスリート食堂取締役 2014年7月 バルニバービ・スピリッツ&カンパニー(株)取締役 (株)パティスリードパラディ取締役 2014年8月 当社常務取締役営業本部長 2016年2月 当社常務取締役営業本部長兼関東営業部長 2016年8月 当社常務取締役営業本部長 2018年8月 (株)バルニバービイートライズ代表取締役 2019年8月 (株)パティスリードパラディ代表取締役 2021年10月 当社代表取締役社長(現任) (株)バルニバービタイムタイム代表取締役 バルニバービ・スピリッツ&カンパニー(株)代表取締役 2022年8月 (株)アスリート食堂代表取締役 2023年12月 (株)ブランジスタ社外取締役監査等委員(現任) | 32,600株 |
| 3 | なか じま くに こ 中島邦子 (1954年8月26日生) | 1981年9月 (株)ヘンスフォース取締役 1987年10月 (株)ヒューマン・リソース・マネージメント取締役 1993年9月 (株)亀の井亀井堂本家入社 1997年1月 当社入社 2000年7月 当社取締役 2013年10月 当社取締役企画本部長 2014年8月 当社常務取締役企画本部長(現任) | 174,300株 |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-----------|------------------------|---|------------|
| 4 | 田中亮平 (1976年7月15日生) | 1999年4月 大阪府警察警備部奉職 2002年4月 山文青果(株)入社 2004年6月 当社入社 2010年9月 (株)ワナビ(現 (株)to-Compass) 代表取締役 2011年7月 当社入社 執行役員 2013年10月 当社取締役 2014年7月 (株)ワナビ(現 (株)to-Compass)取締役 (株)バルニバービインターフェイス代表取締役 2014年8月 当社取締役営業本部副本部長 2016年2月 当社取締役関西営業部長 2016年8月 当社取締役社長室長 2017年8月 (株)バルニバービオーガスト代表取締役(現任) 2018年8月 当社取締役(現任) | 62,900株 |
| 5 | 水澤完昭 (1961年12月26日生) | 1985年4月 (株)ウールン商会入社 1986年1月 (株)ベイズウォーター入社 1987年3月 (株)ルモンデグルメ入社 1991年3月 (株)亀の井亀井堂本家入社 1997年4月 松下酒類卸(株)入社 1999年11月 (株)兵庫タイムズマート入社 2000年10月 当社入社 2005年4月 (株)フーズネット入社 2010年5月 当社入社 2010年10月 当社執行役員 2013年10月 当社取締役管理本部長 2014年8月 当社取締役管理本部副本部長 2016年2月 当社取締役営業開発部長 2018年10月 (株)アワエナジー取締役(現任) 2021年11月 当社取締役事業開発部長(現任) | 3,100株 |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-----------|-----------------------|---|------------|
| 6 | 宮下大輔 (1974年5月21日生) | 1997年4月 ㈱八十二銀行入行 2000年10月 ㈱CSK入社 2010年4月 みずほ総合研究所㈱入社 2023年4月 当社入社 執行役員管理本部長 2023年10月 当社取締役管理本部長(現任) | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-----------|---|---|------------|
| 1 | ※ くさ か しゅう 草 鹿 升 (1965年10月9日生) | 1990年4月 三菱商事㈱入社 2017年9月 同社生活産業グループCEOオフィス 内部統制・監査ユニット マネージャー 2020年6月 三菱商事パッケージング㈱ 非常勤監査役 2022年5月 三菱商事㈱電力・地域コミュニティDX部 次長 2024年9月 当社入社 | 一株 |
| 2 | ※ あお き いわお 青 木 巖 (1967年9月2日生) | 1992年4月 ㈱フジタ入社 1997年12月 ㈱民間都市開発推進機構出向 2000年2月 アセット・マネジャーズ㈱(現 いちご㈱)設立 2004年10月 同社代表取締役 2009年4月 キャピタル・アドバイザリー㈱代表取締役社長(現任) 2010年12月 ㈱ネクシィーズ(現 ㈱NEXYZ. Group) 社外監査役 2014年7月 当社社外監査役(現任) 2017年3月 エリアリンク㈱社外監査役(現任) 2019年12月 ㈱ネクシィーズグループ(現 ㈱NEXYZ. Group) 社外取締役監査等委員(現任) | 6,000株 |

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社 の株式数 |
|-----------|---|---|----------------|
| 3 | ※ やま なか てつ お 山 中 哲 男 (1982年7月17日生) | 2001年4月 ㈱赤堀製作所入社 2003年10月 炭火ゆるり開業 2008年5月 ㈱インプレス(現 ㈱トイトマ)代表取締役(現任) 2019年6月 ヒューマンライフコード㈱社外取締役(現任) 2019年9月 ㈱クラフィット代表取締役 2020年3月 一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンター理事 2020年4月 ㈱ダイブ社外取締役(現任) 2020年10月 トモリアホールディングス㈱取締役(現任) 2021年5月 ㈱ミナデイン社外取締役(現任) 2021年10月 当社社外取締役(現任) 2022年7月 ㈱フィット(現 ㈱GreenEnergy & Company)社外取締役(現任) | 一株 |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 新任の監査等委員である取締役候補者の草鹿 升氏は、前職にて内部統制・監査部門のマネージャーや非常勤監査役を経験しており、当社の監査機能の充実、監査体制の強化に貢献いただけるものと考えております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 青木 巖氏及び山中 哲男氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断した理由並びに社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要
- (1) 青木 巖氏は上場企業や不動産業の経営に携わり、経営に関する豊富な経験と幅広い見識、情報を兼ね備えており、当該知見を活かして特に投資判断の妥当性や不動産事業について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査、監督、助言等を期待して、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会の委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
 なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって10年3ヵ月となります。
- (2) 山中 哲男氏は飲食業の経営や新規事業開発に関する豊富な経験と幅広い見識、情報を兼ね備えており、当該知見を活かして特にレストラン事業や新規事業開発について、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査、監督、助言等を期待して、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会の委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
 なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。

5. 当社は、青木 巖氏及び山中 哲男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。両氏の選任が承認された場合には、両氏との当該契約を締結する予定であります。また、草鹿 升氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。
7. 当社は、山中 哲男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、同氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------|---|------------|
| 齊藤 圭太 (1981年10月24日生) | 2008年9月 弁護士登録 原口総合法律事務所入所 2010年3月 大原法律事務所入所(現任) 2016年4月 個人情報保護委員会事務局 政策企画調査官 | 一株 |

- (注) 1. 齊藤 圭太氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 齊藤 圭太氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行することができる判断した理由並びに社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要
齊藤 圭太氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた法律知識を当社の監査体制に活かしていただくためであり、同氏に期待する役割は法律の専門家としての法務面からの監査・監督・助言、コンプライアンスやリスク管理体制に関する監査・監督・助言等です。同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 齊藤 圭太氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。齊藤 圭太氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2023年10月25日開催の第32期定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300,000千円以内（うち社外取締役分年額5,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。また、2017年10月26日開催の第26期定時株主総会においてご承認いただいた、譲渡制限付株式の割当てのための報酬も廃止いたします。

なお、当社は監査等委員会設置会社への移行後の取締役会決議により本招集ご通知57頁に記載しております、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定方針について」を決定することを予定しております。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当な内容であると考えております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額40,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

【第6号議案、第7号議案に関するご参考事項】

第2号議案、第6号議案及び第7号議案が承認可決された場合、取締役会で以下の方針を決定する予定であります。

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定方針について

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。なお当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は前期の業績を反映させた固定報酬（金銭報酬）とする。

2. 固定報酬の決定方法に関する方針

固定報酬は職務遂行の対価として毎月支給するが、年に一度、当社の中期経営計画における毎年の営業利益予算の達成状況に応じて固定報酬額を変更する仕組みとする。中期経営計画最終年度の売上目標を達成した場合に同規模となる上場企業の平均的な役員報酬水準を参考に中期経営計画最終年度の個人別の目標報酬額を決定し、逡増させる形で各年の基準報酬額を設定する。営業利益予算の達成を条件に毎年の基準報酬額が決定されるが、予算未達成の場合は前年と同額もしくは、予算未達成の状況により基準報酬額を減額するルールを設ける。

当初の個人別の目標報酬額及び各年の基準報酬額については、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会が決定する。個人別の固定報酬額は報酬委員会で決定された調整後基準報酬額を基準に代表取締役が決定する。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門の業績等を踏まえた個別の固定報酬額の決定を委任する（当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断しているため）。ただし、報酬委員会で決定した個人別の調整後基準報酬額を基準に評価を加味したうえで、最終的な個人別の報酬額を決定するものとする。

なお、委任された内容の決定にあたっては、決定後に報酬委員会がその妥当性等について確認する。

■監査等委員である取締役の報酬等の決定方針について

監査等委員である取締役の報酬の内容に係る決定方針は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

1. 監査等委員である取締役の報酬は、職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬とする。
2. 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役により決定する。

以上

株主総会会場ご案内図

株主総会会場 大阪市北区中之島一丁目1番27号
大阪市中央公会堂1階 大集会室



交通のご案内

- | | | | | |
|---------------|------|-------|-------|--------|
| • Osaka Metro | 御堂筋線 | 淀屋橋駅 | 1番出口 | 徒歩約5分 |
| • Osaka Metro | 堺筋線 | 北浜駅 | 26番出口 | 徒歩約10分 |
| • 京阪電鉄 | 本線 | 淀屋橋駅 | 1番出口 | 徒歩約5分 |
| • 京阪電鉄 | 中之島線 | なにわ橋駅 | 1番出口 | 徒歩約1分 |

※大阪市中央公会堂の東側★鉄扉門よりお入りください。